

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 6 月 29 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 12 件

厚生年金保険関係 12 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5 件

国 民 年 金 関 係 2 件

厚生年金保険関係 3 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501669 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600101 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 21 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 21 万 6,259 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、21万6,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501672 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600102 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 13 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 13 万 3,712 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、13万3,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501673 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600103 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に4万9,305円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、4万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501740 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600104 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 34 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 34 万 4,758 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、34万4,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501741 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600105 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 12 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 12 万 9,118 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、12万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500530 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600108 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 8 月 1 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 180 円とすることが必要である。

昭和 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 5 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 15 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 18 年 3 月 1 日から昭和 21 年 8 月 1 日まで

夫（訂正請求記録の対象者）が A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。夫は、昭和 18 年 3 月に同社に入社し、D 地域や E 地域の現場に派遣され、昭和 20 年 12 月に帰国し、同社 C 支店に勤務している。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、B 社から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事台帳、在籍証明書及び社員配置表並びに同僚の証言により、訂正請求記録の対象者は当該期間に A 社 C 支店に勤務していたことが確認できる。

また、上記社員配置表により訂正請求記録の対象者と同じ配置先であった同僚は、昭和 21 年 2 月分及び同年 4 月分で 4 人、同年 5 月及び同年 8 月分で 8 人確認できるところ、A 社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚は各社員配置表の月に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、訂正請求記録の対象者以外の 12 人については継続して厚生年金保険被保険者資格を有していることから、昭和 21 年 2 月 1 日以降の期間については、訂正請求記録の対象者は厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていたものと推認され、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されない特段の事情は見当たらない。

さらに、昭和 21 年 2 月から同年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の昭和 21 年 8 月 1 日における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額から、180 円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、昭和 21 年 2 月から同年 7 月までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、昭和 18 年 3 月 1 日から昭和 19 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険（加入対象者は工場や炭鉱で働く男子労働者とされている。）の適用期間であるところ、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社が適用となった昭和 18 年 4 月 1 日から昭和 19 年 5 月 31 日までの期間に取得している 338 名について確認したが、当該 338 名の中に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

また、請求期間のうち、A 社が厚生年金保険適用事業所となった昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、それまでの労働者年金保険法から加入対象者を女子や一般事務職員に拡大した厚生年金保険法の制度準備期間とされ、同法の規定により拡大した加入対象者については厚生年金保険料の徴収が開始される前の期間であるため、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間に算入されない期間であるが、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 1,594 名の中にも訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

さらに、請求期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 21 年 2 月 1 日までの期間については、B 社から提出された昭和 19 年 1 月分の店員配置表により確認できる訂正請求記録の対象者と同じ「F 職」欄に記載されている二人及び同年 10 月分店員配置表により確認できる訂正請求記録の対象者と同じ「E 地域」に配置された一人は、A 社及び同社 C 支店に係る被保険者名簿において訂正請求記録の対象者と同様に氏名を確認することができず、連絡先も不明であることから当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、B 社は、請求期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険に関する資料を保有していないため、請求期間当時の訂正請求記録の対象者に係る労働者年金保険及び厚生年金保険の取扱

いについて確認することができない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち、昭和18年3月1日から昭和21年2月1日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501577 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600109 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を3万5,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に3万5,000円、平成16年12月1日に10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501761 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600110 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を9万9,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 2 日
② 平成 16 年 12 月 1 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に9万9,000円、平成16年12月1日に17万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501766 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600111 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を10万1,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 2 日

② 平成 16 年 12 月 1 日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に10万1,000円、平成16年12月1日に9万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1501715号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1600112号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年1月1日から平成21年10月13日に訂正し、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成21年10月13日から平成22年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年10月11日から平成22年1月1日まで

平成21年10月11日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格取得年月日が平成22年1月1日と記録されている。平成21年10月11日を資格取得年月日として記録を訂正してほしい。

請求期間の厚生年金保険料が控除されていないことは分かっているが、請求期間も厚生年金保険に加入させるべきであったにもかかわらず、加入させなかつたのはA社の責任であり、あくまで保険給付の計算の基礎となる記録訂正を主張するが、保険給付の計算の基礎とならない記録訂正も希望する。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成21年11月、同年12月及び平成22年1月支給分の給与明細書並びにA社から提出された当該期間支給分の給与明細書、平成22年の賃金台帳及び雇用契約書に加え、事業主の回答及び請求者に係る雇用保険の記録により、請求者は、請求期間のうち平成21年10月13日から平成22年1月1日までの期間、同社で勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる一方、平成21年10月11日及び同年10月12日における勤務実態について確認することはできない。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業主は、入社後3か月は試用期間であり、試用期間は厚生年金保険には加入させておらず、保険料を給与から控除していな

かった旨回答している上、上記給与明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求期間のうち、平成 21 年 10 月 13 日から平成 22 年 1 月 1 日までの期間については、上記雇用契約書及び雇用保険の記録により、請求者の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成 21 年 10 月 13 日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書、賃金台帳及び事業主の回答から、平成 21 年 10 月から同年 12 月までは 18 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600313 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600113 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額を48万9,000円、平成23年12月12日の標準賞与額を68万5,000円、平成24年7月10日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成22年12月9日、平成23年12月12日及び平成24年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月9日、平成23年12月12日及び平成24年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成22年12月9日
② 平成23年12月12日
③ 平成24年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、いずれの期間も厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「冬季賞与台帳」（平成22年12月9日及び平成23年12月12日）並びに「夏季賞与台帳」（平成24年7月10日）（以下「賞与台帳」という。）により、請求者は、同社から平成22年12月9日に50万円、平成23年12月12日に70万円、平成24年7月10日に70万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記「賞与台帳」により、平成24年7月10日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を控除されており、また、平成22年12月9日及び平成23年12月12日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（平成22年12月9日は48万9,000円、平成23年12月12日は68万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事

業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 12 月 9 日は 48 万 9,000 円、平成 23 年 12 月 12 日は 68 万 5,000 円、平成 24 年 7 月 10 日は 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 12 月 9 日、平成 23 年 12 月 12 日及び平成 24 年 7 月 10 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600340 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600114 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額を53万8,000円、平成23年12月12日の標準賞与額を43万1,000円、平成24年7月10日の標準賞与額を90万円に訂正することが必要である。

平成22年12月9日、平成23年12月12日及び平成24年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月9日、平成23年12月12日及び平成24年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成22年12月9日
② 平成23年12月12日
③ 平成24年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、いずれの期間も厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「冬季賞与台帳」（平成22年12月9日及び平成23年12月12日）並びに「夏季賞与台帳」（平成24年7月10日）（以下「賞与台帳」という。）により、請求者は、同社から平成22年12月9日に55万円、平成23年12月12日に90万円、平成24年7月10日に90万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記「賞与台帳」により、平成24年7月10日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額（90万円）に基づく厚生年金保険料を控除されており、また、平成22年12月9日及び平成23年12月12日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（平成22年12月9日は53万8,000円、平成23年12月12日は43万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事

業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、上記「賞与台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 12 月 9 日は 53 万 8,000 円、平成 23 年 12 月 12 日は 43 万 1,000 円、平成 24 年 7 月 10 日は 90 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 12 月 9 日、平成 23 年 12 月 12 日及び平成 24 年 7 月 10 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500867 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600023 号

第1 結論

昭和 43 年 4 月から昭和 46 年 9 月までの請求期間、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの請求期間及び昭和 56 年 7 月から平成 11 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から昭和 46 年 9 月まで

② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

③ 昭和 56 年 7 月から平成 11 年 11 月まで

私は、A 市に住み始めた昭和 43 年 5 月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を昭和 43 年度当初の 4 月分から市役所で定期的に納付しており、モスグリーンの年金手帳に領収印を押してもらった覚えがある。

また、私のメモ帳に「国 年金一括支払い」と記載があるとおり、時期は覚えていないが、一度だけ A 市役所で保険料を一括で納付した覚えがある。一括納付した後は、何も請求は来なかつたので全ての保険料を納付したものと思っていたが、請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出簿によると、請求者及び請求者の夫の記号番号は、昭和 49 年 1 月 16 日付けで夫婦連番により払い出されていることが確認できるところ、請求者夫婦が請求期間①当時居住していたとする A 市が作成した国民年金被保険者台帳によると、請求者夫婦の手帳交付日がいずれも昭和 48 年 11 月 28 日と記載されていることから、請求者夫婦は昭和 48 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったことにより記号番号が払い出されたものと推認でき、昭和 43 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和 43 年度当初の 4 月分から定期的に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符号しない。

また、請求者夫婦の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和 48 年 11 月頃の時点で、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、上記国民年金被保険者台帳によると、請求者夫婦は、昭和 48 年 12 月 3 日に、その時点で遡って納付が可能な請求期間①

直後の昭和 46 年 10 月から昭和 48 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者夫婦に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

加えて、請求者はメモ帳の「国 年金一括支払い」の記載を根拠に、国民年金保険料を一括納付し、その後は何も請求は来なかつたことから全ての保険料を納付したものと思っていた旨主張しているが、請求者は、納付時期、納付額及び納付期間に関する記憶がなく、納付状況が不明であることから、当該メモ帳の記載をもって、国民年金保険料を一括で納付したものと判断することはできない。

また、請求期間は合計で 266 か月（22 年 2 か月）であり、行政機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501779 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600024 号

第1 結論

昭和 48 年 4 月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から昭和 52 年 3 月まで

私が、A 市に住んでいる時に、市職員が来訪し「国民年金保険料を納付できないのなら、申請免除をした方が良い。」と妻に教えてくれたので、妻が夫婦二人分の申請免除の手続をしたと思う。妻の記録が免除となっているのに、私の記録は免除となってないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の申請免除の手続は、請求者の妻が行ったと思うとしており、申請免除手続及び免除承認に関する通知を受理した記憶はない旨陳述している上、請求者の妻も請求期間当時、市職員から申請免除の手続を勧められたことは覚えているとしているものの、それ以外の記憶はない旨陳述している。

また、請求者の妻については、A 市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 47 年 3 月に B 市から同市に転入し、請求期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できることに加え、同市の国民年金保険料未納者カードも作成されていることが確認できるが、請求者については、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料未納者カードは確認することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の妻については、B 市に関する記載のほかに「47. 7. 7 A 市」の記載があるが、請求者については、B 市に関する記載はあるものの、A 市に関する記載はなく、同市において国民年金の手続を行った形跡が見当たらない。

以上のことから、請求者が、請求期間において、A 市で、妻と一緒に申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501079 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600100 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社（現在は、D社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 7 月 14 日まで
② 昭和 49 年 8 月 20 日から昭和 50 年 1 月 17 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した請求期間①及び②並びにC社に勤務した請求期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低く記録されている。A社では月額 13 万円から 15 万円、C社では月額 22 万円から 25 万円の給与が支給されていたので、それぞれの標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A社の後継事業所であるB社は、請求期間①及び②当時の資料は保管しておらず、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか不明である旨回答している上、請求者は請求期間①及び②に係る給与明細書を保有しておらず、請求者の請求期間①及び②当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者が記憶する上司 1 名、先輩 1 名、同僚が記憶する経理担当者 1 名及び請求者と同期入社で同年代の同僚 8 名のうち、所在が確認できた 6 名の計 9 名に文書照会を行い、8 名から回答があり、6 名が請求者のことを記憶していたが、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、請求者の請求期間①及び②における標準報酬月額が遡つて訂正された等の不自然な点は認められない。

このほか、請求期間①及び②について請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間③について、C社の後継事業所であるD社は、請求期間③当時の資料は保管しておらず、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか不明である旨回答している上、請求者は請求期間③に係る給与明細書を保有しておらず、請求者の請求期間③当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C社に係るオンライン記録により、請求者が記憶する前任者1名及び請求期間③において、請求者と同様に継続した厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和生まれの同僚9名のうち、所在が確認できた7名の計8名に文書照会を行い、6名から回答があり、全員が請求者のことを記憶していたものの、請求期間③当時の給与額を覚えていないとしている1名を除く5名は、請求期間③当時の自身の標準報酬月額と給与支給額に相違はなかったと思われる旨陳述している。

さらに、回答があった上記6名のうちの当時の経理担当者は、当時は管轄の社会保険事務所(当時)が定期的に賃金台帳と届出額の突合調査を行っていたが、特段の指摘を受けたことがない旨陳述している上、当時の社会保険担当者は、給与支給額の3か月分の平均額で正確に社会保険事務所に届け出て、その額に基づいて給与から厚生年金保険料を差し引いていた旨陳述している。

加えて、C社に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者の請求期間③における標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な記録は認められない。

このほか、請求期間③について請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501764 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600106 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。給与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 21 年 12 月 31 日に解散し、平成 23 年 9 月 16 日に清算終了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役から回答が得られなかつたことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、同社において賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨陳述しているところ、当該代表清算人から提出された請求期間における請求者の賃金に係る資料によると、請求者は請求期間に半期インセンティブを支給されていないことが確認できる上、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳により確認できる平成 17 年 2 月 25 日の給与振込額は、同代表清算人から提出された当該資料の振込金額と一致しており、当該預金元帳において、平成 17 年 2 月 25 日以外の給与振込額は確認できない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501787 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600107 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。給与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 21 年 12 月 31 日に解散し、平成 23 年 9 月 16 日に清算結了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、同社において賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨陳述しているところ、当該代表清算人から提出された請求期間における請求者の賃金に係る資料によると、請求者は請求期間に半期インセンティブを支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。